

津山市立戸島学校食育センター調理業務等委託  
に係る公募型プロポーザル実施要領

令和3年10月

津山市教育委員会

# 目 次

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 第 1. 趣旨等                       |    |
| 1. 趣旨                          | 1  |
| 2. 留意事項                        | 1  |
| 第 2. 業務概要                      |    |
| 1. 業務名称                        | 1  |
| 2. 施設概要                        | 1  |
| 3. 業務内容                        | 1  |
| 4. 委託期間                        | 2  |
| 5. 提案上限価格                      | 2  |
| 第 3. 応募事業者の条件等                 |    |
| 1. 参加資格                        | 2  |
| 2. 応募に関する留意事項                  | 3  |
| 第 4. 選定スケジュール                  |    |
| 1. 実施要領等の公表                    | 5  |
| 2. 現地見学会                       | 5  |
| 3. 実施要領等に関する質問の受付              | 5  |
| 4. 実施要領等に関する質問に対する回答           | 6  |
| 5. 参加表明書兼参加資格審査申請書及び提案書類の受付    | 6  |
| 6. 資格審査及び第 1 次審査に関する結果の通知      | 7  |
| 7. 第 2 次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査） | 7  |
| 8. 第 2 次審査に関する結果の通知            | 7  |
| 第 5. 提案書等の審査方法                 |    |
| 1. 選定審査委員会の設置                  | 8  |
| 2. 選定審査の方法                     | 8  |
| 第 6. 提案書等に関する条件                |    |
| 1. 委託料等に関する条件                  | 9  |
| 2. 遵守法令等                       | 10 |
| 第 7. 業務委託実施に関する事項              |    |
| 1. 業務の継続が困難となった場合の措置           | 10 |
| 2. 市による本委託業務の実施状況の監視           | 10 |
| 3. 連絡協議会の設置                    | 10 |
| 4. 災害等対応への協力                   | 10 |
| 第 8. 事務局                       | 11 |

## 第 1. 趣旨等

### 1. 趣旨

津山市教育委員会（以下「市」という。）では、津山市立戸島学校食育センターにおける調理等の業務を民間事業者へ委託しているが、現在の契約が令和 4 年 7 月 31 日で満了することに伴い、市がめざす「安全・安心でおいしい学校給食」を児童生徒に安定的に提供できる業務委託候補者について、公募型プロポーザル方式により募集、選定する。

本要領は「津山市立戸島学校食育センター調理業務等委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定に関して、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めたものである。

なお、本要領と併せて公表する「委託仕様書」、「委託仕様書の添付様式」、「様式集」も一体の資料とし、これら全資料を含めて「実施要領等」と定義する。

### 2. 留意事項

本プロポーザルについては、本委託業務に係る津山市の令和 4 年度予算の成立を前提に、年度開始前の準備行為として行うものであるため、本業務に係る予算が成立した場合には、選定事業者と令和 4 年 4 月上旬（予定）に契約を行うこととする。予算が成立しなかった場合は、本プロポーザルの企画提案による委託業務の執行はできないため、留意すること。

また、予算案の減額があった場合は、仕様等を変更する場合がある。

なお、上記により、プロポーザル参加者又は業務委託候補者において損害が生じた場合にあっては、市はその損害について一切負担しないものとする。

## 第 2. 業務概要

### 1. 業務名称 津山市立戸島学校食育センター調理業務等委託

### 2. 施設概要

|         |   |
|---------|---|
| 名 称     | 津山市立戸島学校食育センター                                    |
| 所 在 地   | 津山市戸島 921-6                                       |
| 建 築 年 月 | 平成 20 年 3 月                                       |
| 改 修 年 月 | 平成 26 年 3 月                                       |
| 建 物 構 造 | 鉄骨造 2 階建  |
| 敷 地 面 積 | 6,000.00 m <sup>2</sup>                           |
| 延べ床面積   | 2,880.52 m <sup>2</sup> （内増設 248 m <sup>2</sup> ） |

### 3. 業務内容

学校給食の調理、配缶及び食器、食缶等の洗浄業務等。詳細な業務内容は「津山市立戸島学校食育センター調理業務等委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照すること。

【参考】本業務に含まれない主な業務は、次のとおりとする。

- ・ 献立作成業務
- ・ 食材調達業務

- ・給食費徴収等業務
- ・食器、給食の配送及び回収業務
- ・施設設備等保守業務

#### 4. 委託期間

令和4年8月1日から令和9年7月31日まで（60カ月）

#### 5. 提案上限価格

提案上限価格は次のとおりとする（消費税及び地方消費税10%を含む。）。

| 委託年度             | 金額        |
|------------------|-----------|
| 令和4年度（8～3月の8カ月）  | 80,000千円  |
| 令和5年度（4～3月の12カ月） | 120,000千円 |
| 令和6年度（4～3月の12カ月） | 120,000千円 |
| 令和7年度（4～3月の12カ月） | 120,000千円 |
| 令和8年度（4～3月の12カ月） | 120,000千円 |
| 令和9年度（4～7月の4カ月）  | 40,000千円  |
| 合計（60カ月）         | 600,000千円 |

なお、契約締結日から令和4年7月31日までは準備期間とし、業務委託料は発生しない。

### 第3. 応募事業者の条件等

#### 1. 参加資格

##### (1) 応募事業者の資格要件

応募事業者は、次の要件を全て満たさなければならない。

ア. 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

イ. 学校給食の調理業務において、5年以上の受託実績を有していること。ただし、市内に本社を有する事業者は、この限りでない。

ウ. 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）に定められた「同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設」での調理業務について、5年以上の実績を有していること。

エ. 市との連絡や調整が速やかに行えるよう、本業務の受託開始までに岡山県内又は隣接県に本社、支社、営業所又は事業所のいずれかを有することができる事業者であること。

オ. 製造物責任法（平成6年法律第85号）に基づく生産物賠償責任保険に加入していること。又は加入することが可能な者であること。

カ. 契約締結時点でア、イ、ウ及びオの要件を満たす履行保証人を確保できること。

キ. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

ク. 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（令和 2 年津山市告示第 1 号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止又は指名保留（以下「指名停止等」という。）の期間中でないこと。

また、指名停止要綱に基づく指名停止等の基準に該当していないこと。

ケ. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者にあつては、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者であること。

コ. 国税及び岡山県税、津山市税及び申請者の属する市町村税を滞納していないこと。

サ. 津山市暴力団排除条例（平成 23 年津山市条例第 21 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

シ. 過去 3 年以内に、学校給食業務において、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく営業の禁止もしくは停止の処分を受けていないこと。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適切な衛生対応の確認ができる場合は除く。

## (2) 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加表明書兼参加資格審査申請書の提出日とする。ただし、参加資格確認後から審査結果の決定日までに応募事業者の資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

## 2. 応募に関する留意事項

### (1) 実施要領等の承諾

応募事業者は、参加表明書兼参加資格審査申請書の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

### (2) 応募費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

### (3) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 条）に定めるものとし、通貨単位は円とする。

### (4) 著作権

応募事業者から実施要領等に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、市に帰属する。

なお、採用・不採用に関わらず、市は本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類等の内容を無償で使用できる。

### (5) 提出書類の取り扱い

提出された書類については変更できないものとする。ただし、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、また、記載内容に関する聞き取り調査を行うことができる。

なお、提出書類は、その理由の如何に関わらず返却しない。

(6) 資料の取り扱い

市が提示する資料は、本プロポーザルの応募に係る検討以外の目的での使用を禁止する。

また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

(7) 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

ア. 参加表明書の提出時から優先交渉権者の決定までの期間に、応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合

イ. 同一の応募事業者が複数の提案を行った場合

ウ. 同一事項に対し、2 とおり以上の書類が提出された場合

エ. 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ. 著しく信義に反する行為があった場合

カ. 虚偽の内容が記載されている場合

(8) その他

ア. 市が提示する資料及び質問への回答書は、本実施要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

イ. 本実施要領等に定めるもののほか、応募にあたって追加資料の提出等必要な事項が生じた場合は、応募事業者に通知する。

#### 第4. 選定スケジュール

業務委託候補者（優先交渉権者）はプロポーザル方式により選定する。

選定スケジュールは次のとおりとする。ただし、各種受付等は津山市の休日を定める条例（平成元年津山市条例第28号）に規定する休日には行わない。

また、窓口対応時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

| 内 容                        | 日 程                   |
|----------------------------|-----------------------|
| 1. 実施要領等及び選定方針の公表          | 令和3年10月25日～令和3年12月15日 |
| 2. 現地見学会                   | 令和3年11月13日            |
| 3. 実施要領等に関する質問の受付          | 令和3年11月15日～令和3年11月22日 |
| 4. 実施要領等に関する質問に対する回答       | 令和3年11月30日            |
| 5. 参加表明書兼参加資格審査申請書・提案書類の受付 | 令和3年12月1日～令和3年12月15日  |
| 6. 資格審査及び第1次審査に関する結果の通知    | 令和4年1月上旬予定            |
| 7. 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング） | 令和4年1月下旬予定            |
| 8. 第2次審査に関する結果の通知          | 令和4年3月上～中旬            |
| 9. 委託先の事業者を決定（結果の公表）       | 令和4年3月上～中旬            |
| 10. 契約                     | 令和4年4月上旬              |
| 11. 業務開始準備                 | 契約締結後～給食開始前           |

## 1. 実施要領等の公表

本プロポーザルに関する実施要領等の資料は、津山市公式ウェブサイトにおいて、次のとおり公表する。応募に必要な資料及び様式については、市担当課による郵送や配付を行わないため、ウェブサイトからダウンロードして使用すること。

### (1) 公表書類

- ア. 実施要領
- イ. 委託仕様書
- ウ. 委託仕様書添付書類
- エ. 様式集

### (2) 公表期間

令和3年10月25日（月）から令和3年12月15日（水）まで

## 2. 現地見学会

現地見学会を次のとおり開催する。なお、現地見学会への参加は、本プロポーザル応募に際しての必須条件ではない。

(1) 日 時 令和3年11月13日（土） ※ 時間等の詳細は別途通知する。

(2) 場 所 津山市戸島 921-6 津山市立戸島学校食育センター

### (3) 留意事項

ア. 見学を希望する事業者は、令和3年11月4日（木）午後5時15分までに、法人名、参加者氏名及び連絡先を FAX 又は E-mail で津山市教育委員会保健給食課に報告すること。

なお、FAX 等を送信した場合は、必ず電話で受信の確認を行うこと。

電話番号：(0868)32-2117 FAX 番号：(0868)32-2157

E-mail：kyuushoku@city.tsuyama.lg.jp

イ. 参加人数は、1事業者につき3名までとする。

ウ. 調理室等に入場する者は、直近1カ月以内の検便検査結果（検査項目：赤痢菌、サルモネラ、腸チフス、パラチフス及び腸管出血性大腸菌）、清潔な衣服（白衣上下、マスク及び帽子等）並びに汚染作業区域及び非汚染作業区域用の2種類の調理用靴を用意すること。

エ. 現地見学会では質問の受付を行わない。質問がある場合は、質問書（様式第1号）により行うこと。

オ. 参加者は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を十分に講じた上で参加すること。

また、今後の感染状況によっては現地見学会の取り扱いに変更が生じる場合がある。

なお、変更が生じた場合は、見学希望の報告があった事業所に変更事項を通知する。

## 3. 実施要領等に関する質問の受付

### (1) 質問の提出方法

質問書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、FAX 又は E-mail で津山市教育委員会保健給食課に提出すること。

なお、質問書を送信した場合は必ず電話で受信の確認を行うこと。

電話番号：(0868)32-2117 FAX 番号：(0868)32-2157

E-mail：kyuushoku@city.tsuyama.lg.jp

(2) 受付期間

令和3年11月15日(月)から11月22日(月)午後5時15分まで(必着)

4. 実施要領等に関する質問に対する回答

質問及び回答は、津山市公式ウェブサイトにおいて公開するものとし、公開した回答は、実施要領等及び仕様書と一体のものとしての効力を有するものとする。

なお、電話、FAX、E-mail 及び口頭等の個別対応は行わない。

回答期日 令和3年11月30日(火)

5. 参加表明書兼参加資格審査申請書及び提案書類の受付

(1) 受付期間

ア. 期間 令和3年12月1日(水)から令和3年12月15日(水)まで

イ. 時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出書類

ア. 参加表明書兼参加資格審査申請書(様式第2号) . . . . . 1部

イ. 経営状況確認表(様式第3号) . . . . . 1部

ウ. 参加表明書兼参加資格審査申請書に定める添付書類 . . . . . 1部

|   |
|---|
| ・会社概要(会社の沿革、組織が記載されているもの。PR用パンフレット可。)   |
| ・企業単体の賃借対照表及び損益計算書(直近3期分)   |
| ・納税証明書(国税は様式その3の3。岡山県税は、岡山県に課税がある場合のみ、岡山県発行の納税証明書。津山市税は、津山市に課税がある場合のみ、津山市発行の納税証明書。申請者の属する市町村税は、本社所在地の市町村発行の納税証明書。いずれも申請日から3カ月以内に発行されたもの。) |
| ・契約書の写し等、調理実績を有していることを証する書類   |
| ・製造物責任(PL)法に基づく生産物賠償責任保険に加入していることを証する書類(写し可)  |
| ・津山市暴力団排除条例に係る誓約書(様式第4号)  |
| ・法人の登記簿謄本又は登記事項証明書(本申請書提出日の直近3カ月以内に発行されたもの。写し可)   |

※アの申請書とともにA4縦判フラットファイルに綴じ、表紙及び背表紙に「参加資格審査申請書」及び「商号又は名称等」を表記して提出すること。

エ. 提案書(様式第5号~第15号) . . . . . 正本1部 副本10部

|        |                        |
|--------|------------------------|
| 様式第5号  | 審査に係る提案書類提出書           |
| 様式第6号  | 業務実績等提案書I              |
| 様式第7号  | 業務実績等提案書II             |
| 様式第8号  | 学校給食に対する基本的な考え方に関する提案書 |
| 様式第9号  | 危機管理体制に関する提案書          |
| 様式第10号 | 調理業務実施体制に関する提案書I       |
| 様式第11号 | 調理業務実施体制に関する提案書II      |

|          |                        |
|----------|------------------------|
| 様式第 12 号 | 衛生管理体制に関する提案書 I        |
| 様式第 13 号 | 衛生管理体制に関する提案書 II       |
| 様式第 14 号 | 学校給食調理業務等の円滑な運営に関する提案書 |
| 様式第 15 号 | その他提案書                 |

※ A 4 判用紙、縦型、横書き、左綴じで作成し、ページ番号を付して、各様式のほか添付書類を含め、A 4 縦判フラットファイルに綴じて提出すること。正本 1 部について「津山市立戸島学校食育センター調理業務等委託に関する提案書」及び事業者名・代表者名を記載した表紙を付け、副本については、各様式のほか添付書類に会社名等が想定できる記載はしないこと。

オ. 見積書（様式第 16 号）・・・ 正本 1 部

- (a) 見積額は本要領「第 2. 業務概要」の「5. 提案上限価格」に示す金額の範囲内であること。
- (b) 仕様書に基づき作成すること。
- (c) 各年度の詳細な積算内訳書（項目：社員職種ごとの人件費明細、保健衛生費、現場経費、管理費等）を添付すること。
- (d) 見積書に押印する印鑑は会社印及び代表者実印（法務局等が証明する印鑑）とする。
- (e) 見積内容は、提案書と同一のものとし、相違するものは認めない。
- (f) 見積書に記載する見積額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含む金額とすること。
- (g) 見積額が異常に少額である等、本委託業務の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とする場合がある。

(3) 提出先

〒708-8501 岡山県津山市山北 520  
津山市教育委員会保健給食課（市本庁舎 4 階）

(4) 提出方法

提出書類一式を直接持参又は郵送（書留又は簡易書留）により提出するものとする。  
なお、令和 3 年 12 月 15 日（水）午後 5 時 15 分を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(5) 参加辞退

参加表明書兼応募資格審査申請書等の提出後に参加を辞退する事が明白となった場合は、直ちに参加辞退届（様式第 17 号）を、保健給食課に提出すること。

**6. 資格審査及び第 1 次審査に関する結果の通知**

審査結果は応募事業者全てに書面により通知する。  
なお、審査を通過した事業者には、第 2 次審査の案内を併せて通知する。

**7. 第 2 次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）**

実施日時等の詳細については、対象事業者に第 1 次審査の結果とともに通知する。

**8. 第 2 次審査に関する結果の通知**

(1) 審査結果

審査結果については、次のとおり第2次審査受審者に対して通知する。

ア. 通知方法 書面により通知する。

イ. 通知時期 令和4年3月上～中旬

なお、候補者として選定されなかった者がその理由の説明を求めることができる期間は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内とする。

## (2) 情報公開

審査結果については、次の内容を津山市公式ウェブサイトにおいて公表する。

ア. 最優秀提案者名（最優秀提案者以外の名は事業者名を伏せて公表する）

イ. 評価順位及び点数

ウ. 見積金額

なお、企画提案者から提出された企画提案書については、津山市情報公開条例第7条第3号の規定（開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権、その他正当な利益を害する恐れがあるもの）に基づき開示しないものとする。

## 第5. 提案書等の審査方法

### 1. 選定審査委員会の設置

本委託業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者の選定審査を行うため、津山市立戸島学校食育センター調理業務等委託業者選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）を設置する。

### 2. 選定審査の方法

(1) プロポーザル方式により選定する。

(2) 参加資格の確認審査及び基礎審査

選定審査委員会は、応募事業者の参加資格の確認審査（以下「資格審査」という。）を参加資格審査申請書類により行う。資格審査においては、本実施要領に記載する応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認する。

また、基礎審査として提出書類等に記載された内容が、次のアからウまでの項目を満たしている事を確認する。

なお、資格審査の結果、資格に不備のある場合、又は基礎審査の結果、アからウの項目のうち1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

ア. 提案書全体について、同一事項に対する2とおり以上の提案又は提案事項間の齟齬や矛盾がないこと。

イ. 提案書全体について様式集に沿った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。

ウ. 当該提案に関連する各様式（別添「様式集」参照）に示す項目に対する提案の内容が委託仕様書を満たしていること。

(3) 第1次審査

第1次審査は書類審査とし、提案書、見積書及び会社概要について、委託業者選定審査基準に基づき採点し、得点の高い上位5事業者を選考する。ただし、同得点により、得点の高い上位が5事業者を超えて存在する場合は、この限りではない。

また、応募事業者が5事業者に満たない場合は、資格審査及び基礎審査によって失格となった者を除く全ての応募事業者について、1次審査通過とし、2次審査を実施する。

(4) 第2次審査

第1次審査を通過した事業者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、委託業者選定審査基準に基づき採点する。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、感染防止対策の観点から、オンラインで実施する場合がある。

(5) 最優秀提案の選定

選定審査委員会は、第1次審査及び第2次審査の結果に基づき、最優秀提案を選定する。

選定方法は、第1次審査の得点と第2次審査の得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。ただし、得点の合計が最も高い提案が2以上あるときは、当該者にくじを引かせて最優秀提案を選定する。

また、応募が1事業者の場合であっても審査を行い、配点の満点中6割以上を獲得し、選定審査委員会が適切な事業者と判断した場合は、優先交渉権者とする。

(6) 委託業者選定審査基準

審査基準と配点は、別紙「津山市立戸島学校食育センター調理業務等委託業者選定審査基準」のとおりとする。

(7) 応募事業者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(8) 市は、選定審査委員会の選定結果を踏まえ、応募事業者について、最優秀提案者から得点の高い順に交渉権者の順位を決定し契約の交渉を行い、合意に達した応募事業者と契約を締結する。

(9) 審査の結果、適切な候補事業者がいなるときは、「適切な候補事業者なし」とし、再募集する場合がある。

## 第6. 提案書等に関する条件

### 1. 委託料等に関する条件

(1) 履行の確認等

受託事業者は、令和4年8月分から、翌月5日（その日が閉所日のときは翌開所日）までに、前月分の業務完了報告書を市に提出する。

市は、業務完了報告書を受領したときは、業務が本業務委託契約等に基づいて適切に履行されていることを確認し、その結果を受託事業者に通知する。

(2) 委託料の支払い

委託料は令和4年8月分を初回とし、以後毎月支払う。受託事業者は、市から委託業務の完了を確認した旨の通知を受けたときは、当該月分の委託料を市に請求することができる。市は、所定の当該支払請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払う。

なお、市が受託事業者に支払う各月の委託料の額は、令和4年8月から令和9年7月までの委託料の額を60カ月で均等に分割した額とする。この場合、各月委託料は百円未満を切り捨てるものとし、切り捨てた額の合計額は、当該年度最終の請求における請求額に加える。

## 2. 遵守法令等

- (1) 法令…学校給食法（学校給食衛生管理基準含む）、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令及びその他関連法規等
- (2) 要綱等…大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）及びその他関連要綱等

## 第7. 業務委託実施に関する事項

### 1. 業務の継続が困難となった場合の措置

- (1) 受託事業者の責めに帰すべき事由による場合
  - ア. 市は、受託事業者が業務を完全に履行する見込みがないと認めるとき、又はこの契約に違反して契約の目的を達することができないと認めるときは、履行保証人に対し業務の実施を求めることができる。
  - イ. 履行保証人は、前項の規定による業務実施の請求があったときは、受託事業者に代わって業務を実施しなければならない。
- (2) 市の責めに帰すべき事由による場合  
市の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となったときは、受託事業者は契約を解除できる。
- (3) 当事者の責めに帰すことのできない事由による場合  
不可抗力又は当事者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合は、市と受託事業者は業務継続の可否について協議する。  
一定期間内に協議が整わないときは、相手方に対する事前の通知により、市又は受託事業者は、契約を解除することができる。

### 2. 市による本委託業務の実施状況の監視

市は、受託事業者が提供するサービスを確認するため、実施状況の監視を次のとおり行う。

- (1) モニタリング  
市は、受託事業者が提供するサービス内容の把握を目的に、定期又は随時に監視する。
- (2) モニタリングの結果による措置  
市は、モニタリングの結果、業務委託契約書及び仕様書で定められたサービス水準を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等の措置をとることができる。

### 3. 連絡協議会の設置

調理業務等の円滑な推進を図るため、定例会議を設置する。

### 4. 災害等対応への協力

災害等が発生し、市が炊き出し等の要請を行った場合、受託事業者は可能な限りの協力を行うものとする。

## 第 8. 事務局

本プロポーザルに関する事務担当は、次のとおりとする。

担当部署：津山市教育委員会保健給食課

所在地：〒708-8501 津山市山北 520

電話番号：0868（32）2117      F A X：0868（32）2157

E-mail：kyuushoku@city.tsuyama.lg.jp

【別紙】 津山市立戸島学校食育センター調理業務等委託業者選定審査基準

|                  | 評価項目                     |  | 評価の観点   | 判断基準 | 配点 |
|------------------|--------------------------|--|---|------|----|
|                  | 大項目                      | 小項目  |   |      |    |
| 1<br>次<br>審<br>査 | I 企業評価 (30点)             |  |   |      |    |
|                  |                          | 1. 経営状況  |   |      |    |
|                  |                          | ①財務の健全性  | 経営状況が健全であるか。  | 10   |    |
|                  |                          | 2. 業務実績  |   |      |    |
|                  |                          | ①学校給食調理業務受託実績 (給食数、施設数)  | 学校給食の実績評価。給食センターか学校給食単独調理場か。食数が多い施設の受託実績は多いか。                             | 10   |    |
|                  |                          | ②学校給食調理業務受託実績 (受託期間)   | 学校給食の実績評価。安定して長期にわたり受託できているか。   | 10   |    |
|                  | II コスト評価 (60点)           |  |   |      |    |
|                  | 1. 見積書                   |  |   |      |    |
|                  | ①見積額                     | 60点－60点×(1－最安値提案見積額／各見積額)×2<br>(※少数点以下第3位四捨五入)   |   | 60   |    |
| 2<br>次<br>審<br>査 | I 企業評価 (40点)             |  |   |      |    |
|                  | 1. 企業理念                  |  |   |      |    |
|                  |                          | ①学校給食に対する基本的な考え方   | 安全安心で美味しい給食を提供するための提案がなされているか。教育の一環・法令順守の観点に立っているか。                       | 10   |    |
|                  |                          | ②学校給食の目標や食育に対する理解度   | 学校給食法の目的、目標を理解し、食育やアレルギーへの対応ができる提案がなされているか。                               | 10   |    |
|                  | 2. 危機管理                  |  |   |      |    |
|                  |                          | ①調理事故の防止対策及び発生時の対応   | 食中毒、異物混入、食物アレルギー事故等突発的な事故の具体的な防止対策が採られているか。発生時の対応はどうか。                    | 10   |    |
|                  |                          | ②その他緊急時の防止対策及び対応   | 災害や新型インフルエンザ等の防止対策が採られているか。緊急時の危機管理体制が構築され、対応できるよう指導や訓練ができているか。           | 10   |    |
|                  | II 実施体制評価 (170点)         |  |   |      |    |
|                  | 1. 業務実施体制                |  |   |      |    |
|                  |                          | ①業務責任者等の配置と資格  | 配置予定者の資格【業務責任者等の経験(調理施設の種類の給食数、年数等)】は十分か。                                 | 10   |    |
|                  |                          | ②業務責任者等としての経験、実務能力   | 配置予定者の経験【業務責任者等としての経験(調理施設の種類の給食数、年数等)】及び実務能力は十分か。                        | 10   |    |
|                  |                          | ③業務実施体制(勤務体制、指揮命令系統、連絡体制等)   | 人員配置(アレルギー対応、地産地消等も考慮しているか。現在の人員との比較)。指揮命令系統・連絡体制は整っているか。                 | 10   |    |
|                  |                          | ④有能な人員確保と定着方策  | 長期的な雇用計画があるか、地元優先採用を考慮した計画になっているか。  | 10   |    |
|                  | 2. 安全衛生管理体制              |  |   |      |    |
|                  |                          | ①衛生管理に対する考え方   | 学校給食衛生管理基準や大量調理施設衛生管理マニュアルに沿った独自のマニュアルを有し、確実に実施できる体制であるか。                 | 10   |    |
|                  |                          | ②衛生管理対策と体制   | 衛生管理上の問題がある場合には速やかに改善措置を図れる体制か、調理過程における管理が徹底されているか。                       | 10   |    |
|                  |                          | ③衛生検査と業務従事者の健康管理   | 具体的で明確な方法であるか、従事者の健康管理、従事者への衛生管理教育とそのチェック体制・項目は適切か。                       | 10   |    |
|                  |                          | ④調理作業工程表、作業動線図を作成する時の考え方   | 衛生的かつ効率的な考え方、具体的で明確な方法で作成しているか。二次汚染の防止に配慮しているか。                           | 10   |    |
|                  |                          | ⑤調理場での事故防止対策及び安全管理体制   | 作業工程上の安全管理体制は具体的で明確か。マニュアル等は整備されているか。                                     | 10   |    |
|                  |                          | ⑥異物混入事故の防止対策   | 異物混入事故を防止するための具体的な対策が確立されているか。マニュアル等は整備されているか。                            | 10   |    |
|                  |                          | ⑦業務従事者に対する教育、訓練  | 安全衛生管理や調理技術、守秘義務等に関する研修・指導計画が具体的で明確であるか。ミーティングや研修会が定期的に行われるか。適切な研修内容であるか。 | 10   |    |
|                  | 3. 円滑な運営                 |  |   |      |    |
|                  | ①安定的な学校給食提供に関する実施方針      | 運営の支援体制、欠員時の人員確保や応援体制など安定的な業務実施ができるか。  | 10  |      |    |
|                  | ②業務責任者等や業務従事者に対する管理・指導体制 | 管理する事務所が近くにあり、定期的に業務を確認し指導できる体制ができているか。  | 10  |      |    |
|                  | ③運営上のコスト縮減の考え方と方策        | 施設、設備、器具等の取扱や使用に関し注意義務を怠らず、施設等の長寿命化を考慮した作業工程(調理・洗浄)となっているか、光熱水費等の経費節減等について運営上の創意工夫を考えているか。 | 10  |      |    |
|                  | ④津山市の学校給食運営への協力体制        | 業務実施に向けての研究、市の運営(学校行事への参加、視察対応、工事等)等への協力について具体的に考えているか。                                    | 10  |      |    |
|                  | 4. その他特筆的提案              |  |   | 20   |    |
|                  |                          | 事業者によるその他提案事項(関係機関と連携した食育、地産地消の取組、食品ロス・残食対策等)。   |   |      |    |